

施設基準・指定医療機関について

当院は「健康保険法指定保険利用機関」です

施設基準

当院では関東甲信越厚生局に以下の届出を行っています

- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 別添1の第9の1の(1)に規定する在宅療養支援診療所(3)
- ・ 別添1の第9の2の(4)に規定する在宅療養実績加算1
- ・ 往診料の注9に規定する介護保険施設等連携往診加算
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
- ・ 在宅時医学総合管理料の注15(施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む)及び在宅がん医療総合診療料の注9に規定する在宅医療情報連携加算
- ・ 在宅がん医療総合診療料
- ・ 酸素の購入価格

指定医療機関

保険医療機関

指定自立支援医療機関(更生医療)

指定自立支援医療機関(精神通院医療)

生活保護法指定医療機関

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関

原子爆弾被害者一般疾病医療機関